

阿蘇広域行政事務組合公告第28号

令和7年12月24日

令和7年10月組合議会定例会の一般質問について次のとおり公表します。

順番	議員氏名	質問事項	要旨
1	河内 克也 (南阿蘇村)	1. リチウムイオン電池の処分状況について	<p>全国でリチウム電池を含む電化製品が原因での火災が多数発生している。</p> <p>① リチウム電池が起因した、構成市町村内とごみ収集車や処理施設内での火災の状況は。</p> <p>② リチウム電池を含む家電はどのように処分すればいいのか。また、それをどのように住民に周知しているのか。これまでの取り組みについて伺う。</p>

## 質問、答弁の内容

### 1. リチウムイオン電池の処分状況について

#### ○議員

18番、河内です。本田議長の許可をいただきましたので、質問を行います。

今日はノーネクタイで申し訳ありませんが、高いネクタイを持っているんですが、クールビズという考え方で来たんです。私だけ締めないみたいなので、申し訳ありません。

私は、リチウム電池が原因の火災発生など、今、全国で大きな問題となっており、連日、テレビ、今日も新聞に出ていますが、新聞等でも取り上げられているリチウムイオン電池の処分についてお聞きいたします。要点のみ簡潔に申し上げます。

私が物心ついたときは、電池と言えば、マンガン電池、アルカリ電池の時代でしたが、34年前、電子機器の更なる高性能化、多機能化的流れの中で登場したのがリチウムイオン電池です。ソニーが世界で量産化し、現在では各社から発売され、スマホからパソコン、携帯の扇風機等、我々の身近な電化製品、また、最近では電動工具や電動アシスト自転車、電気自動車など、高出力タイプのアプリケーションへの搭載も進んでおり、リチウムイオン電池の需要はさらに拡大を続けています。

そして、冒頭に申し上げましたように、現在、需要拡大中のリチウムイオン電池を使ったモバイルバッテリー、これちょっと持っていましたが、モバイルバッテリーです。この中の電解液というのが灯油みたいに燃えていきます。皆様も燃え方は映像等で御覧になったと思います。このモバイルバッテリー、電化製品が原因での住宅火災、そして、ごみ収集車、リサイクル施設での火災が多数発生しています。全国で2年前、2023年で年間8,543件発生、前年から倍増、リチウムイオン電池等が起因すると疑われる火災が発生しています。充電中や移動中の火災であったり、必要がなくなり、悪気なく一般ごみとして捨ててしまうことで、ごみ収集車や廃棄物処理施設などのごみ処理業務の中での火災が社会問題の一つとなっており、私は、阿蘇広域管内市町村でも議論し解決していかなければならない課題として捉え、今、質問を行っております。

そこで、通告書に書いていますように、1番目にリチウムイオン電池が起因したと思われる消防本部管轄市町村の住宅火災等、そして、ごみ収集車、処理施設内の火災の状況をお尋ねします。

2番目、それらのリチウムイオン電池を含む家電はどのように処分すればいいのか、どう処分するのが正しい処分方法なのか、また、それをどのように管轄自治体の住民に周知しているのか、これまでの取り組みについてお聞きいたします。

以上です。

### ●執行部（管理者）

河内議員からリチウムイオン電池が原因の火災の発生状況や分別収集に関する御質問をいただきました。リチウムイオン電池は、おっしゃいましたように、大容量の電力を蓄え、繰り返し充電し使えるという、これまでの電池に比べて優れた性能を持つ電池であります。小型化、軽量化も進み、スマートフォンやモバイルバッテリー、電子たばこなど、小型電子機器に内蔵されております。近年では、特にモバイルバッテリー等による発火が全国的にあっており、環境省、消防庁や消費者庁などからもその取扱いについて注意喚起が行われているところです。

今般のリチウムイオン電池が原因とみられる阿蘇地域での火災状況、それからごみ収集車や処理施設での火災発生状況、そして、リチウムイオン電池を含む家電の分別等につきまして、これは詳細を、火災件数については中部消防署長、矢野より、ごみ関係については環境衛生課長、立石より説明させます。

### ●執行部（中部消防署長）

中部消防署長の矢野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

河内議員の御質問に対しまして、リチウム電池が起因した火災の件数について、私から御説明いたします。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーなど日常生活に身近に普及しているものが数多く存在します。肌に着用したり持ち歩いたりする様々な製品に使用されており、それに伴いまして、先ほど河内議員からもお話をありましたとおり、様々な日常生活に数多く普及しておりますので、製品の発熱・発火等の事故が全国的に問題となっているところでございます。本日の熊日新聞朝刊にもリチウムイオン電池が発火する事故は、2020年から2024年度の約2,350件発生しているとの掲載記事がございました。

阿蘇地域におきまして、同様にリチウムイオン電池を使用した製品が原因とみられる火災事故について過去の発生状況を調べましたところ、令和3年に1件、これは電動工具のバッテリーから過充電により車庫兼倉庫が全焼したという建物火災が令和3年に1件、それと令和5年に同じく電動工具のリチウムバッテリーが焼損したという一部損傷の火災が1件、それと令和7年、現在でございますけども、プロジェクトからの出火が1件の合計3件が阿蘇地域では発生しております。

小型で軽量かつ手軽に持ち運びができるリチウムイオン電池内蔵の製品ではございますけども、落下させるなどの強い衝撃や、今、問題になっております炎天下、寒くなりましたがけども、夏場の炎天下の車内で高温放置するなどの取扱いを誤ると、内部のリチウムイオン電池の破損等により、発熱、発火といった事故につながる危険性が高い製品もございます。製品の発火によるやけど等のけがや火事・火災事故を予防するためには、消防本部としましても日常使用している際の維持管理のポイントや最終的には廃棄処分する際の注意点等を広く一般の方々へ広報・啓発することが必要と考えております。これに関しましては、各行政機関からも個別で注意喚起をされていると

ころではございますけども、当消防本部としましても主管課、予防課になりますが、消防本部のホームページやSNSに掲載するなど準備を行っているところでございます。

私からは以上になります。

#### ●執行部（環境衛生課長）

こんにちは。環境衛生課長の立石です。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の構成市町村のごみ収集車や処理施設内での火災の状況につきまして、河内議員さんの御指摘のとおり、全国でのリチウムイオン電池の発火事故の状況としましては、環境省がまとめたデータによりますと、2019年度9,732件、2020年度1万2,765件、2021年度1万1,140件、2022年度2万1,751件となっておりまして、年々増加している状況でございます。

次に、本組合でのリチウムイオン電池が原因とみられます発火事故の現状につきまして御説明させていただきます。リチウムイオン電池は、外部からの強い衝撃や圧力が加わることによりまして、内部の構造が損傷し、ショートして、発熱、発火する危険性がございます。未来館におきましては、RDF施設の可燃ごみを破碎する工程とリサイクル施設の不燃粗大ごみを破碎する工程での発火事故が考えられます。

まず、RDF施設の可燃ごみの破碎工程におきまして、過去5年間で10回ほど発火、リチウムイオン電池などが原因とみられます発火事故は起こっている状況でございますが、施設の稼働中は運転監視員が二人体制で監視カメラによりましてラインの稼働状況を常に監視している状況でございまして、可燃ごみにリチウム電池が混入していた場合、最初の破碎機投入の段階で強い衝撃が加わることにより発火が確認されますので、監視員がすぐにラインを停止しまして、現場の近くにおりますメンテナンス要員がすぐに対応することによりまして、これまで延焼などの大きな事故には至っていない状況でございます。

次に、リサイクル施設の不燃粗大ごみを処理する工程では、破碎処理ラインに投入する前に徹底的に小型家電品などの不燃ごみの解体選別を人力作業で行うことによりまして、リチウムイオン電池やガス缶などの発火性のある危険物を除去しまして、そのため平成24年度にガス缶等が原因によります火災がリサイクルプラザの不燃・粗大ラインで発生しておりますけれども、それ以来、その後、様々な対策を行っていることもございまして、現在まで発火や延焼事故は発生しておりません。それから、リチウムイオン電池が原因となります収集車両の発火事故につきましては、組合が把握している限りでは発生はしておりません。

それから、2点目のリチウムイオン電池を含みます家電の分別方法の住民周知の状況について御説明させていただきます。現状、リチウムイオン電池を含みます小型家電等につきましては、不燃ごみとして収集しております、特に分別等をしている状況ではございません。また、収集広報等はそういう形で行っておりませんが、先ほど御説明しましたとおり、RDFごみ処理工程に混入して処理に影響が出て

いる状況でございますので、今後、構成市町村と協議を進めながら、次のような対策を検討してまいりたいと思っております。

1番目に、最も重要な対策は、住民に対する分別の徹底と危険性の周知となってまいりますので、分別の明確化の検討を行ってまいります。リチウムイオン電池が内蔵された製品は、可燃ごみや不燃ごみとして出さずに、小型家電回収ボックスを公共施設や小売店などに設置して危険ごみとして分別するような、そういった分別方法の見直しを検討していきまして、住民がリチウムイオン電池を含む製品を安全に排出できる仕組み等を整えまして、自治体の広報誌やウェブサイトなどを通じて呼びかけを行うような形で検討していかねばと考えております。

2番目に、施設での対策としまして、これは現在も行っておりますが、持込み時の分別確認の強化や監視体制の強化としまして、ごみクレーンや破碎機などの監視をこれまで以上に徹底しまして、異常発熱や火花がないか常時監視してまいります。それから、施設内のごみピットや破碎機周辺に火災発生時に自動または手動で水を放水できる消火設備等の整備を行えるような、今後、国の財政的な支援が整つてくる形になってくるためにも、この問題は単にごみ処理施設だけでの課題にとどまらず、住民、メーカー、そして自治体全体が連携して取り組むべき喫緊の課題ではないかと考えております。

最後に、一般廃棄物の処理については、組合、各市町村一体となりまして、ごみを削減し、リサイクルに取り組めるよう啓発活動などを行っておりますが、今後もなお一層の取り組みを行ってまいります。また、現在、一般廃棄物処理施設基本構想の策定を進めておりまして、未来館の老朽化によります延命化や最終処分場を含めた次期施設整備の検討を進めていくため、今後も構成市町村との協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○議員

18番、河内です。

今、詳しく御答弁いただきました。また、消防本部関係は、令和5年から3件程度発生しているということで、何しろ今これだけ普及して、火災の確率が非常に高くなっているのは事実です。先週、東京に行きましたが、その乗る飛行機の前後でも飛行機の中で発生したということもありました。飯法師消防長以下、ぜひ消防本部でもそれらを考えられて、対応をよろしくお願ひします。

あと、私の質問の主旨としては、今申し上げた住宅火災はもちろん、生命、財産を失い、ごみ収集車、リサイクル施設での火災は大きな構成市町村の機能を麻痺させるだけではなく、今申し上げた生命をなくしたり、大きな損害を与え、広域で働く人たちにとって大きな問題であるとの認識からの質問を行っています。幸いにも阿蘇広域の施設関係ではちゃんとした対応をされているということで、カメラ監視等で10件程度発火したとか、そういうことを今御答弁いただきました。

全国を見ますと、さいたま市では施設の火災で不燃ごみの受入れが3週間ストップして、被害額は3,000万円です。京都市の施設で、私も京都に住んでおりましたが、半年間ストップして、1億5,000万円修繕料がかかっています。そして、埼玉県上尾市では4億7,000万円修繕改修費でかかっている、そういう事実もあります。

今、立石課長も、おっしゃったように新しい処分方法、そして分別が大切だということをおっしゃいました。今日、家からごみ分別のカレンダーを剥いで持ってきましたが、ぜひそういう周知のためにも、この中では処理困難ごみ、蛍光管、乾電池、体温計、これは役場または南部中継基地、南部のほうですけど、に直接お持ちくださいという、こういうことで今まで対応してきましたが、これは年度のカレンダーですので、多分まだ間に合うと思います。ぜひこういうのにももう少しリチウムイオン電池の正しい扱い方、分別の仕方あたりを出していただけたらということで提案をさせていただきます。

そして、今後、住民、管内の市町村民、そして阿蘇で働く方、そして観光客ですね、大きな入込みがあっている観光客にも危険が伴います。確実に分別するような、これは国の動きもありますが、阿蘇のほうも条例を定める必要が出てくるのではないかと私は思っています。私としては、今日はうちの太田村長もいらっしゃいますが、市町村の責任ということで12月の定例会では南阿蘇村の定例会で質問したいと思っております。

最後に、カレンダーは今からでも間に合うのか、それだけ質問させていただきます。

#### ●執行部（環境衛生課長）

今の質問にお答えいたします。

今後、構成町村の担当課長さんの会議を11月中頃に予定しております、この問題につきまして御協議をこれから始める形になりますので、来年度すぐすぐに作ったカレンダーへの広報が可能になるか、現時点ではお答えすることができない状況でございます。

#### ○議員

最後に、今の状況は分かりました。また構成市町村の関係課長で話し合うということです。ぜひ共通認識をして、リチウムイオン電池は危険だということを、ためになるが、危険だということで、阿蘇郡市民挙げてやっていきたいと思います。

以上、貴重な時間をいただいて、ありがとうございました。以上で質問を終わります。

令和7年10月組合議会定例会の一般質問について次のとおり公表します。

順番	議員氏名	質問事項	要旨
2	佐伯 金也 (高森町)	1. 阿蘇広域管内における観光客増による救急出動 件数、ゴミ、浄化槽汚泥量の調査は出来ているか	当組合の各事業負担金は平等割、人口割で各構成自治体で拠出しあらっていいるが、負担金算出方法に観光事業者数や観光入り込み客数等は含まれていない。今後、構成市町村の人口減少が進む中、自治体にとって広域への負担金が重みになって来ると思われるが、観光客の推移を見て将来どうしなければと考えているか。

## 質問、答弁の内容

### 1. 阿蘇広域管内における観光客増による救急出動件数、ゴミ、浄化槽汚泥量の調査は出来ているか

#### ○議員

14番、佐伯でございます。皆さん、こんにちは。

午前中、河内議員の一般質問、午後からは私の一般質問ということで、欠席者がおられるということは大変残念なことでございます。皆さんに聞いていただきたかった質問でもあるわけでございますけれども、おられる方、皆さん方、自分のものと思って、共有して考えていただきたいと思います。

今回は、質問事項につきましては、阿蘇広域管内における観光客増による救急出動件数またはインバウンド、オーバーツーリズム等も関係してきますけれども、ごみ、浄化槽汚泥量の調査ということで、年々、阿蘇地域においては人口減少が顕著に現れて、国や県やいろいろなところからの調査の数字よりも早く人口減少が進んでいるわけでございます。そして、世帯数については、やはり老人独居世帯であったり、老人夫婦世帯であったりということで、若者が出ていくという傾向にあるというのが現れているのがこの阿蘇地域ではなかろうかと思います。そういうことで、世帯数については累計上そうは変化はございませんが、ただ人口についてはかなりのスピードで減少しているというのが事実でございます。

そこで、阿蘇広域行政事務組合が一番私たちは人間が生きていく上において生活をしていく上において重要な役割を担っている、そのごみ処理であったり、浄化槽の汚泥の処理であったり、また人の財産、命を守る消防業務であったりということで、それぞれの各事業負担金について平等割、人口割が各構成自治体で拠出してもらっております。各負担金算出方法などにつきましては、現在のところ、あくまでも平等割と人口割でありまして、観光事業者数や観光入込客数等は、現在のところ、それには含まれておりません。今後、構成市町村の人口減少がまだまだ進む中において、自治体にとって広域行政事務組合への負担金というものが重荷になってくる。こうした場合において、この広域行政事務組合をどうやって存続させていくかということも踏まえて、観光客の推移を見ながら将来どうしていくかなければならないのかなというのを管理者にはお答えをいただいて、担当課からは消防のほうには救急出動件数の中で今話がいろいろ出ております。レンタカーによる交通事故件数の増加、非常に私どもが車で阿蘇管内を走っていると、トヨタのヤリスを見ればすべてがほとんどが「わ」ナンバー、レンタカーでございます。そして、レンタカー会社に確認をしますと、近年非常にレンタカーでの事故が増えてきたというお話を聞きました。ただ、レンタカー会社においては、すべて含まれる任意保険に加入しているから、もしものときは大丈夫ですということがありました。しかしながら、レンタカーに乗られる方については、阿蘇地域外の皆さん方が主であります。そうなってきた

ときに、阿蘇地域内で交通事故を起こして、消防が出ていく、そして病院に搬送するということ、それが我々の負担金においてその救急車の燃料代や人件費等が含まれるということを考えたときに、今後この問題もやはり解決をしていかなければならないんじゃないかなと思います。

それと、先般、10月から一般ごみの家庭からの持込み料金が値上げをされました。その際に、事業所のみについては事業所ごみの回収業者のはうで主に回収されている関係で、処理費については持込み料についての変更はあっておりません。ただ、21日にサンクラウン大阿蘇で世界文化遺産等の講演がございまして、その際に数値等も出されておりました。阿蘇の地域デザインセンターですか、そこから出された数値等にも、やはり観光客がコロナ禍を過ぎて顕著に増加をしているというのが目に見えて分かるわけでございます。

うちの役場のほうで職員に調べてもらいましたところ、令和5年度の実績と申しますか、令和5年度の統計上の数字しか県のほうでは分からぬということで出てこなかったわけですが、サンクラウンでは680万人ぐらいだったと思うんですが、うちの職員が県のほうで調べたところは、延べ人数で1,000万人程度の方たちが阿蘇地域に観光においてになっておられるということでございます。令和5年度ですね、これが。それで、宿泊者も67~68万人だったと思うんですが、この数値では。ところが、うちの職員が調べたのでは、宿泊者数も174万人いらっしゃるということです。数値が若干そういうふうにバラツキがあるわけでございますが、観光客というものは、なかなか行政側で捉えて、実際阿蘇地域に観光で来られる方たちが何名いらっしゃるということの把握は不可能であると思います。ただ、以前からすると、観光客はかなり増えているというのは皆さん方も体感できていると思います。

ですから、今回の数値の中で、延べ宿泊者数を174万人という数値を私は令和5年度でいただきました。令和6年度の数値はいただいておりません。まだ統計がとれていないということで、そういうことです。ですから、そう考えますと、174万人を365日で割ったときに4,700名の方たちがいらっしゃるということ、1日に。そうなると、4,700人というと、どこかの1自治体分の人数ですね。それと、延べ入込客数1,000万人いらっしゃいます。これなんかは、1日に3万人、これは阿蘇市の人口よりも多い数の方たちが毎日阿蘇地域においてなるというふうに捉える。そうなってくると、やはりそういう方たちがちりを捨てないならいいんだけれども、ちりは置いていかれる。トイレには行かれる。そうしたときに、その人たちの分の処理費をどういうふうにして今から先出ししていくかということが問題になると。それを踏まえた中で、将来において、今の平等割、人口割等の負担の割合等についてどのように考えて今から先進んでいかなければならないのかなということで、まず管理者さんにお聞きをしたいと思いませんけれども、まずは消防のほうから交通事故の出動件数、それと、あとはごみ処理の量の推移等について参考的に数値を担当からお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

### ●執行部（管理者）

佐伯議員からの観光客増加による各種調査などについての御質問でございますが、阿蘇地域における観光客の増減については、熊本県観光統計表によると、平成28年熊本地震や令和2年以降のコロナウイルス感染症により観光客の入込数が減少しておりましたが、近年はコロナウイルス感染症の法的緩和や円安などによりまして全国的に外国人観光客が急増してきました。令和5年の阿蘇地域の外国人観光客の宿泊者数も、先ほど議員おっしゃいましたように、コロナ前の平成29年から令和元年までの宿泊者数とほぼ変わらない170万人余りの人数にまで回復しております。しかしながら、日本人観光客を含めた観光客全体の入込数につきましては、10年前の平成25年と比較すると約70%程度にとどまっておりまして、700万人程度少ないところとなっております。

このような中、阿蘇広域行政事務組合の運営財源としましては、各構成市町村からの負担金が主なところとなっています。この負担金は、各事業における構成市町村の負担金割合を協議の上、条例によって制定しております、これに基づいて計算がなされております。そのほかの収入である事業料や手数料などについても、現状では特段観光客だけに対するものとはなっていないのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、観光客の増加に伴う救急搬送や、ごみ、し尿などの一般廃棄物の処理状況について、事務局長、小野より説明をさせます。

### ●執行部（事務局長）

事務局長の小野です。よろしくお願いします。

佐伯議員からは、それぞれの消防、環境衛生課からということでございましたけれども、私から一括してまとめて、まずお答えしたいと思います。

それでは、救急搬送件数や、ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の量について御説明をしたいと思います。

まず、管理者の答弁でもありましたように、観光客の推移につきましては、熊本県観光統計によると、阿蘇地域では過去10年間を比較しますと平成25年をピークに約1,700万人の観光客が阿蘇地域を訪れておりました。そのうち宿泊者数というものが約190万人、宿泊をされております。直近の状況では、先ほど佐伯議員さんがおっしゃいましたように、観光客が約1,000万人、宿泊者数が170万人程度となっております。10年前の平成25年と比較をしますと、観光客は約38%、宿泊者数は約10%減少している状況でございます。また、平成28年熊本地震やコロナ禍により観光客数は減少し、特に令和2年、令和3年にかけては宿泊者数が急激に阿蘇地域は減少しております。令和4年以降、徐々に以前の観光客数に戻りつつあるのが今の現状かと思われます。

そういう中、消防における救急搬送件数等につきましては、令和6年の救急搬送人数でございますけれども、2,976人、そのうち阿蘇地域以外の管轄外の方々につきましては563人搬送をしております。これは全体の18.9%を占めておりまして、コロナ以前の令和2年の

状況でございますが、管轄外の搬送件数が 383 人、こちらが全体の 15.8%となっております。近年は、観光客の増加により、議員のおっしゃるように、観光客の搬送割合も増加傾向になっております。

また、救急搬送の有料化につきましては全国 2 か所で自治体が実施しておりますが、こちらにつきましては病院の救急医療の逼迫を背景に導入されたものでございまして、かかりつけ医など紹介状なしに 200 床以上の病院を受診した際に徴収する選定医療費という制度を活用し、緊急性のない軽症者からの費用徴収が行われております。これは、あくまでも医療制度に基づく徴収でございまして、全国的にも消防機関への収入となっているところはない状況でございます。

次に、阿蘇地域におけるごみ量としましては、観光客の統計と同様に平成 25 年度では 1 万 8,810 トン、ごみを処理しております。そのうち、家庭から排出されたごみ量は 1 万 2,414 トン、観光客の影響を受けると思われます事業所からのごみ量は 6,396 トンでございまして、事業系の占める割合は約 34%となっております。こちらも令和 5 年度と比較しますと、令和 5 年度では、家庭系では 1 万 1,349 トン、事業系では 5,323 トンとなっておりまして、事業系が占める割合が約 32%となっております。ごみの状況につきましては、阿蘇地域の人口減少に伴い、全体的に減少傾向になっております。観光客の影響を受けます事業系のごみの割合につきましては、ほぼ変わらない状況でございますが、コロナ禍の令和 2 年度から令和 3 年度にかけては、事業系の割合は 27%程度まで減少をしておりました。

また、し尿や浄化槽汚泥につきましては、平成 25 年度では、し尿が 9,202 キロリットル、浄化槽汚泥が 2 万 6,850 キロリットル、合計の 3 万 6,052 キロリットルとなっております。令和 5 年度では、し尿が 6,156 キロリットル、浄化槽汚泥が 2 万 9,624 キロリットルの合計 3 万 5,780 キロリットルとなっております。浄化槽及びし尿につきましては、全体の総数につきましてはあまり変動がございませんで、し尿の割合、浄化槽汚泥の割合につきましては、市町村における下水道処理の拡大や熊本地震以降の家屋の建て替え等により、し尿から浄化槽に変更することで浄化槽汚泥が増えてきております。また、観光客の増加に伴い、部分的にはその浄化槽の汚泥も増えているかと思います。

このような背景の中で、ごみや浄化槽汚泥については、観光客の増加に対してホテルや飲食店などの事業所からどれだけの量を観光客が排出しているのか把握することがまず困難でございます。組合としましても、一部事務組合の目的である市町村で行うべき行政サービスを共同で行うことによって経費節減につなげ、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、構成市町村と一体となり努めてまいりたいと考えております。また、負担金割合につきましては、管理者の答弁のように、構成市町村の協議の上、決定されるものとなっております。

以上でございます。

○議員

ありがとうございました。事前に通告していたおかげで、いろいろと詳しく御説明をいただきまして、大変感謝申し上げます。

観光客の動向については、なかなか調べるところによって、その調査する人数については違いが出てくるものですから、どれが正しいかというののははっきりは言えないんですが、ただ私たちが肌で感じているところによると、やはり観光客は確かに増えているんだというふうにとっています。平成の時代にできた道の駅等についても、最初の頃はこれで経営は成り立つんだろうかと思っていたものが、今ではものすごいにぎわいをしているということ、これも私たちが地元の人間がなかなか行けない。そこまでやっぱりにぎわっているというのを見ると、観光客というものはやはり増えているんだなと思います。そうする中において、やはり人口減少をしている阿蘇地域の中で、それぞれの自治体の皆さんたちに負担金を今までどおり平等割と人口割だけでやっていいのかどうかということも、今後は検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

ここにある消防年報を令和6年度にいただきまして、そこに人口が消防に限ってです。これは西原村は入っておりませんけれども、6市町村の中で5万2,300人で計算したときに、阿蘇市が占める割合が47%、人口的に、あと、南小国町が7%、そういうふうにパーセントが出ております。そして、世帯数については、これは令和2年から令和5年までずっと見ていきますと、それほど世帯数については変わりがないわけですね。令和2年度は2万4,429世帯、これが令和6年版のやつによると2万4,948世帯、そういうふうにして世帯数にしてはそうは変わっていない。ということは、やっぱり核家族化が進んで独居老人世帯であったり老人夫婦世帯であったりということで分散することによって世帯数は変更はない。ただ、人口は減っているということが言えるんだと思っております。

その中で、そうしたところで浄化槽汚泥の分も言われました。それほど増えてはいないんですが、ただ、浄化槽法を分析すると、浄化槽の点検清掃については、ちゃんと浄化槽法で定められた回数というのがあって、点検清掃業者がふた月に1回なり半年に1回なり清掃し、1年に1回点検をし清掃されるという流れでいっている。ただ、当初、浄化槽設置をする際においては県の補助金があって、最初は家の面積とかで7人槽、10人槽、5人槽というのが補助金額が決まってやっております。今は人数で決めますから、補助金の額は少なくなっているんですが、当時7人槽でつくっていた家庭でも、今は家にはお年寄りが2人しか残ってないとか、もう夫婦だけとか、子供はもう出ていって、いないからと、うちは3人と、年寄りとうちと若い者だけで3人しかいないとかということで、実際7人の処理をするはずの浄化槽では約50%の処理しかしなくても済むような状況になっている世帯がかなりこの阿蘇地域内にはいらっしゃると思います。そういう状況を見ていく中において、本来ならば合併浄化槽は三層に分かれているから、一層、二層、三層、第一層が一番最初のやつが入ってくるところ、二層がそれをプロアで浄化させて発酵させたりしていくところ、そして、三層目が流末で水路に流す部分ということで分かれています。浄化槽の清掃業者は、大体7人槽に7人入っているときには三層全部を清掃して抜き取るというのが本来の業務であると、

それが環境を破壊しない方法であるというふうに考えておりましたから、当時は浄化槽の清掃についても三層全部を一遍に抜き取って清掃するというやり方だったと思うわけです。ところが、今、浄化槽の汚泥の量はそうは増えておりませんけれども、浄化槽の汚泥については7人槽に3人しか使用してない。そういうところが1年に1回しか清掃しないということになると、第一層、第二層、第三層とある合併浄化槽のうち、第三層、第二層まで清掃をしなければならないのかというのが一つの疑問点であります。それを今までどおり、第一層、第二層、第三層まで抜き取って、それを蘇水館に持つてしまふから、結果的に当時の世帯数のしこ、浄化槽汚泥というものは蘇水館にいってしまうという解釈で私はいいんじゃないかなと。それがもし第一層、第二層だけによければ、蘇水館で処理する量も減ってくるということになるんじゃないかなと思っておりますので、その辺については衛生のほうで十分業者さんたちと検討を進めていただきたいと思います。これは、浄化槽法というのがありますし、非常にやっぱり環境問題に、阿蘇は環境に特にうるさいところでありますから、そういうところを加味するとやっていかなければならんじやないかなと思います。

それと、先ほど消防の話で交通事故の件数も報告をしていただきました。要するに、消防の負担金については、主に人口による負担金の拠出である。それが各自治体の基準財政需要額、国からくる交付税に含まれる基準財政需要額を加味して、各自治体が自分たちのところの地域消防のいろんな経費に充てる。そして、その残りを広域消防のほうに上げてくるわけです。ですから、当然、広域消防の救急業務の中で観光客、要するに地域外、管外の方たちが事故をされて、救急車で出動したときについては、当然この基準財政需要額の中にはそれは含まれていないということ。基準財政需要額の主なところは、その人口が測定単位と聞いております。消防については人口が測定単位ということになると、各自治体の人口規模に応じてからしか消防に対する基準財政需要額というのは入ってこない。そうすると、各自治体がその上振れ分を自分たちの財源の中から負担をされるということになります。ですから、今後それをどうするかということを考えていただかねばならないわけです。

負担金の額を消防について考えてみれば、現在、人口割で阿蘇市が38.6%、そして南小国町が10.9%、小国町が14%、そして産山村が4%、高森町が13.5%、南阿蘇村が19%であります。そして、人口規模を見て、人口に応じて、人口数がそれぞれどうかというふうに人口で見ると、阿蘇市が6市町村の中で47%、南小国町が7%、そして小国町が12%、産山村が3%、高森町が11%、南阿蘇村が19%、南阿蘇村は人口の割合と負担金の割合値がほぼ同率でございますが、阿蘇市を除くほかの町村については、ほとんどが人口の割合で見るパーセントでいけば、それ以上の負担金を出している。阿蘇市については、47%であるけれども、10%近く負担金の額が少ない。そうなつてきたときに、阿蘇市内においての交通事故の件数等も見てみれば、やっぱり特質して阿蘇市内での救急搬送の量も多い。そう考えたときに、この消防についての負担金の額についてどのようにしてから今後考えていくかということもやっぱり一つの検討課題じゃないかなと思っております。

そこで、今、人口減少の中で地方交付税も減ってくる。そして、各自治体がふるさと納税に頑張っておられる。そして、住民の福祉の向上、生活の向上を図って、いろんな町の中で、村の中で事業政策を組んでいらっしゃる。そして、阿蘇広域に対して負担金を出されている。ということで、工夫をして、皆さん、楽して、阿蘇広域のほうに負担金を出されているというわけではない。私が一番尊敬するというか、今回感心しているのは、南小国町においては宿泊税を検討されていて、宿泊税を後々は入れるという。今から先は、自治体の住民の幸せを願うためであるならば、やはり地方交付税だけに頼るのではなく、そういうふうな形で自分たちの得意な特質を生かした形で新たな財源を確保していくという方法も各自治体には必要になってくると思います。

そこで、この前、阿蘇市長になられました松嶋さんについては、就任当時、私に言われたのね。こういう話をしたときに、熊本県のほうに行くから、そのときにお話をしますと言われた。それから先の推移がどうなっているのかなということですね。阿蘇くまもと空港、今は「阿蘇くまモン空港」になってから、今、熊本の名前は南側から見ないと、空港が、あつ、ここは熊本の空港だというのが分からぬ。飛行機から見ると「阿蘇くまモン空港」、「阿蘇」だけしか分からない。あとは、「くまモン」だけ。そういうふうにして、熊本県自体が阿蘇の名前とくまモンを使って、観光イベントをやっている。観光誘客もしているという中において、県に行かれたのであるならば、そのときに阿蘇に対して熊本県がどういうスタンスでやっておられるのか、そういうところの感触もあられると思いますから、一応、市長さんの御答弁をいただきたいと思います。

#### ●執行部（管理者）

恐れ入ります。まず、私、先ほどの答弁で数字を誤っておりましたので、まず、おわびと訂正を申し上げます。外国人の観光客の宿泊者数がコロナ前並みに回復していると申し上げましたが、これが40万人弱、170万人余りというのは日本人の宿泊者を合わせた合計の数字でございましたので、まずこの辺は誤りでございましたので、おわびと訂正を申し上げます。

そして、今の御質問に対する答弁でございますが、まず観光産業におきましては、構成市町村がそれぞれの地域資源を用いた対策や検討を行っております。定住・移住の増加を図ったり、観光客増加による雇用機会の創出、地域経済の活性化など、観光客増加などによってメリットがございます。議員さんのおっしゃるように、その一方で、一般廃棄物の処理などを含むインフラ整備強化など費用がかかる課題なども多々ございます。日本国内においても、観光客への取り組みとしまして、宿泊税の導入や観光地など有料のごみ箱設置などの取り組みが行われているところがございます。また、ヨーロッパなどの海外ではトイレが有料化されているところもございます。観光客の増加に関する問題は、共同処理を行っている一部事務組合という枠組みではなかなか難しい部分もございますので、やはりそれぞれの構成市町村において検討していく必要性があるかと考えております。

先ほど令和7年第1回定例会での御質問の件もおっしゃいました。その後、県のほうに行きました、やはり県のほうも阿蘇地域という

のは熊本にとって一番の観光地であり、大事なところであるとおっしゃっていました。ただ、宿泊税というのは目的税でございますので、やはり宿泊税導入に関しましては、これは先ほども申しましたが、広域、一部事務組合という枠組みではなかなか当てはめ難いというところでありますので、構成市町村ごとの検討になるかと思っております。

#### ○議員

時間がないからいきます。宿泊税は目的税と言われるけれども、宿泊税について、要するに本来自治体が観光に使うべく一般会計の予算をそういうふうな宿泊税で補うということになれば、一般会計のほうがその分余裕が出てくる。そうすると、広域に対する負担金の額についても、ある程度勉強ができるということなんですよ。間接的には、結果的に阿蘇広域の負担金についてもそういうことで対応がでてくるんじゃないかな。そういうことからすると、南小国町が考えておられる宿泊税については観光事業でどんどん使ってもらって結構、その分一般財源で使う分の中から出す負担金について、ある程度余裕が出てくるということで、そういうやり方というのを、今後、各自治体で考えてもらいたいなと思うわけですね。

先般、先週、もう時間がないから言いますが、監査委員研修会で東京に行きました。そのときに、つくば市の監査委員事務局の方が言われた。皆さん自治体が忘れていること、占用料という問題、「占用料」という言葉がある。占用料というのは何かというと、九州電力やNTT、いろんなところが町有地、村有地、市有地または町道、村道、市道、そういうところの下に電線や電柱の代わりに管を通してくる。そうすると、結果的に個人の方がいらっしゃると思う。個人の方は分かる。自分の土地に電柱を立てると、1年に1回、電柱敷地料が九州電力から入る。その電柱敷地料を各自治体が取るように条例をつくったらどうですかと言われる。それをしているところは、その料金の取扱いをちゃんと見なさいという話があったんですね。ですから、阿蘇地域を一つにして、やはり景観を阻害する電柱でもありますから、理由はちゃんとつく。敷地内または町有地、市有地、村有地、村道、市道、町道、そこに九州電力やNTTが電柱を立てているようであれば、占用料というものを共同して頑張って取るようにしていただきたい。太陽光の発電の話もあるけれども、太陽光の発電だって、あれは下手すると地下に埋設されている。町道とか市道の下に電線がある。これなんかは、結構大きくなる。そういうふうにして新たな財源を確保して、そして、各自治体が財源に余裕を持って、この阿蘇広域行政事務組合への負担金にもっていかれるようにやっていかれれば、僕は、さぞ将来的にはよろしいんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、今後この件については皆さん方で御検討をいただきたいと思います。

終わります。